

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年9月8日 |
| 【会社名】 | マーチャント・バンカーズ株式会社 |
| 【英訳名】 | MBK Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼CEO 一木 茂 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 |
| 【電話番号】 | (03)5224-4900（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO兼財務経理部長 宮毛 忠相 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 |
| 【電話番号】 | (03)5224-4900（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO兼財務経理部長 宮毛 忠相 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 540,000,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|--|
| 普通株式 | 4,500,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1. 平成27年9月8日(火)開催の取締役会において発行を決議しております(以下「本件取締役会決議」)。
なお、本件第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」)については、いわゆる有利発行に該当する可能性があるため、並びに相当の規模の希薄化を伴い既存株主に与える影響が大きいため、平成27年9月30日開催予定の当社臨時株主総会における特別決議による承認を経ることを条件といたします。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 4,500,000株 | 540,000,000 | 270,000,000 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 4,500,000株 | 540,000,000 | 270,000,000 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、270,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 120 | 60 | 100株 | 平成27年10月2日(金) | | 平成27年10月5日(月) |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額(一株当たり)であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額(一株当たり)であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払込むものとなります。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行わないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------------|-------------------|
| マーチャント・バンカーズ株式会社 財務経理部 | 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 本店営業部 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 540,000,000 | 8,000,000 | 532,000,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 新株発行に要する各種手数料・租税公課が約330万円、株主総会開催に要する費用が約170万円、その他弁護士報酬等の諸経費が約300万円であります。

(2) 【手取金の使途】

| 具体的な使途 | 金額（円） | 支出予定時期 |
|------------------|-------------|-------------------|
| 賃貸用不動産の取得資金 | 432,000,000 | 平成27年10月～平成29年3月頃 |
| インターネットカフェ店舗出店資金 | 100,000,000 | 平成27年10月～平成29年3月頃 |

(注) 調達した資金を実際に支出するまでは、当社グループの取引銀行の預金口座または国債等によって運用管理する予定です。

賃貸用不動産の取得資金

当社は、ここ5年間、国内における不動産投資事業においては、賃貸用不動産の取得や所有不動産の売却により、着実に収益を積み上げてまいりました。

また、国内の賃貸用不動産への投資は、これまで当社が取り組んできた内外の未上場企業への投資活動と比較して、以下のような特長があり、収益基盤の強化が急務である当社の現状に相対的に適した投資対象であると考えております。

(賃貸用不動産への投資の特長)

- ・国内の賃貸用不動産の売買取引は広く市場性があり、流動性が高い。
- ・不動産取引に精通したスタッフや取引先網など、人材、ノウハウなどの面で、当社の経営リソースを生かすことができる。
- ・安定的なキャッシュフローが期待できるため、損益のボラティリティが低い。
- ・借入の担保とすることが容易で、投資にあたり外部借入を活用しやすい。
- ・国内の不動産市況は、ここ数年安定して推移しており、我が国の金融緩和政策が続く中で、今後とも活況が見込まれている。

こうしたことを踏まえ、当社は、本第三者割当増資による手取金約532百万円のうち、432百万円程度を、国内のマンション、オフィスビル等の賃貸用不動産の取得のための手元資金に充て、業績の安定化を図ることを予定しております。

支出予定時期については、本第三者割当増資が完了する平成27年10月以降、平成29年3月期にかけて、複数の物件を取得することを考えております。

なお、当社は将来的なキャピタルゲインまで期待できる出色の物件を取得したいと考えておりますが、こうした取引機会は非常に限られており、さらに相手方や金融機関との交渉に相応の時間を要することも勘案して、上記の投資金額及び支出予定時期（平成27年10月～平成29年3月）は、あくまで予定として記載しております。

インターネットカフェ店舗出店資金

当社は、平成26年1月に「自遊空間大塚店」（東京都豊島区）を事業譲り受けにより取得し、新たにインターネットカフェ店舗の経営を開始いたしました。さらに、平成27年3月には、「自遊空間津田沼北口店」（千葉県習志野市）を新規出店し、ホテル業と並び、当社グループのオペレーション事業における主力業態として取り組んでおります。

これまでの、当該2店舗の運営実績から、本業態の市場性、出店余地、競争力、業務負担など事業の特性及び将来性を確認できたことから、今後さらに新規出店を進めていく方針としております。

一方で、新規出店にあたっては、設備投資と開業赤字による1億円以上の資金投下が発生し、この一部をリースなどでまかなうことを考慮しても、1店舗あたり50百万円から100百万円程度の資金投下が必要となるため、相応の自己資金が必要となります。こうしたことを踏まえ、当社は、本第三者割当増資による手取金約532百万円のうち、100百万円程度をインターネットカフェ店舗の投資資金に投じる予定であります。

新店舗の出店にあたっては、「自遊空間津田沼北口店」と同程度の店舗を前提とすると、物件取得経費、敷金保証金、設備投資、その他開業に関する諸経費、開店当初の赤字などを全て合算すると必要となる資金の総額は150百万円程度となり、このうち、リースや銀行借入金により50百万円程度をまかなうとした場合、100百万円程度の手元資金を要することとなります。

今後、本第三者割当増資により資金を確保した段階で、首都圏を中心に、積極的に店舗物件の検索を進めてまいりたいと考えております。

なお、出店にあたって当社の希望する条件に合致する店舗物件は非常に限られており、さらに賃料等諸条件の交渉が前提となるため、上記の投資金額及び支出予定時期（平成27年10月～平成29年3月）は、あくまで予定として記載しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

| | |
|----------------|-------------------------------|
| 名称 | アートポート不動産株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪府大阪市西区立売堀四丁目3番16号 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 高崎 正年 |
| 資本金 | 10百万円 |
| 事業の内容 | 不動産の売買・賃貸・仲介（宅地建物取引業者） |
| 主たる出資者及びその出資比率 | アートポート・ホールディングス・ジャパン株式会社 100% |

b．提出者と割当予定先との関係

| | | |
|------|--|---------------------------------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 当社株式を105,000株（発行済株式総数の0.46%）所有しております。 |
| 人事関係 | 同社代表取締役の高崎正年氏は当社従業員（出向受入）であり、当社子会社の旭工業株式会社（青梅市）の取締役を務めております。 | |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 | |
| 取引関係 | 当社は、平成27年3月に、同社より函館市の収益不動産物件（有料老人ホーム）を取得し、取得と同時に同社に賃貸しております。 | |

c．割当予定先の選定理由

当社は、当社グループの現状と課題及び事業内容や事業計画について十分にご理解いただけること、並びに当社の経営の独立性が確保されること等を割当予定先の選定方針として、かねてより検討を行ってまいりました。今回、アートポート不動産株式会社（以下「アートポート不動産」）を割当予定先として選定するに至った理由及び経緯は以下の通りとなります。

当社は、平成22年9月頃、アドバイザー業務の一環として、株式会社アートポート（同社は現在実質休眠中、以下「アートポート」）の香港法人の設立を支援いたしました。香港法人は結局事業化に至りませんでした。高崎正年氏（以下「高崎氏」）は当時アートポートに所属し、当社役員とともにこれに取り組んだ経緯があります。

その後、高崎氏は、アートポートのグループ企業として平成25年2月に設立されたアートポート不動産の代表取締役役に就任し、当社が不動産関連事業に注力している状況の中で、両社の事業の方向性が合致したため、相互に協力関係を築いてまいりました。

具体的には、両社の情報共有をより密にするため、高崎氏は、平成27年1月より当社不動産投資部門に出向し、現在も当社役員（投資事業部付部長）として主に新規不動産のソーシング業務を担当しております。また、平成27年2月より、担当業務の一環として、当社子会社である旭工業株式会社（青梅市）の取締役役に就任しております。平成27年3月には、アートポート不動産との紐帯による最初の案件として、同社が所有していた函館市の収益不動産物件（有料老人ホーム）を当社が取得し、取得と同時に同社に賃貸する（期間15年の定期賃貸借契約）いわゆるセール・アンド・リースバック取引を実施いたしました。

こうした中で、平成27年4月ごろ、アートポート不動産より、同社が所有する土地の売却取引が平成27年7月に成立する見通しとなり、その売却代金を主な原資として当社の新株式の割当を受けたい、との意向をいただき、当社と同社との間で増資の実現に向けた具体的な協議を開始いたしました。

今回、当社は、同社との関係をより強化することが、当社の企業価値向上に寄与すると判断し、同社が予定通り原資を確保したことを受け、同社を割当予定先として選定いたしました。当社は、同社との間で、今後とも、当社の業績改善に資する紐帯案件を取り上げてまいりたいと考えております。

d．割り当てようとする株式の数

アートポート不動産株式会社 4,500,000株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、割当株式について、継続的に保有する意向であることを書面にて確認しております。

なお、当社は割当予定先から、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるアートポート不動産の払込みに要する資金の有無については、同社の預金通帳の写しをもって確認しており、本第三者割当増資に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、アートポート不動産の実態について、株式会社J Pリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役 古野啓介）に調査を依頼し、割当予定先並びに関係先二社（アートポート・ホールディングス・ジャパン株式会社及び株式会社アートポート）につき、反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価額は、本件取締役会決議日の直前営業日（平成27年9月7日）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引の終値である122円を基準として、これに1.6%ディスカウントした水準である120円といたしました。

また、かかる発行価額は、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均154.5円に対して22.3%ディスカウント、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均181.4円に対して33.9%ディスカウント、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均167.2円に対して28.2%ディスカウントとなっております。

当社株式の市場価格（以下「当社株価」）は、平成27年6月中旬以降から下旬にかけて、一時310円（日中の最高値）をつけるなど急騰し、その後もしばらく170円前後の水準で安定して推移しておりました。さらにその後、直近の平成27年8月以降、市場全体のトレンドを反映し、当社株価は急落し一時120円（日中の最低値）をつけました。

こうした激しい値動きから、当該直前営業日の終値並びに1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の終値平均は、大きくばらついており、さらに1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の終値平均からのディスカウント率はいずれも10%を超える水準となっております。

日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当による株式の発行を行う場合、株式の発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されております。

当社としましては、かかる指針の趣旨から、本第三者割当増資の発行価額は、本件取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として考えることが合理的であると考え、上記の通り発行価額を定めたものですが、後記（3）に記載する通り保守的に見て有利発行に該当する可能性を払拭できないとの判断に至り、本第三者割当増資は、株主総会における特別決議による承認を発行条件としてこれを実施することといたしました。

(第三者機関による株価算定報告書)

新株式の発行価額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社エイゾン・パートナーズ（住所：東京都港区元赤坂一丁目4番21号赤坂パレスビル3F、代表者：土居 明史）より平成27年9月7日付け株価算定報告書入手し、これを参考としております。

同報告書は、当社普通株式1株当たりの株式価値について、平成27年9月8日を基準日として、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の直前営業日（平成27年9月7日）の終値、直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の終値平均に基づき、市場株価平均法により122円～181円と分析しております。また、当社が提供した事業計画（本第三者割当増資がない前提のもの）に基づき、DCF法により当社普通株式1株当たりの株式価値を19円～23円と分析しております。これら2つの方法により、同報告書では、当社の株式価値を19円～181円と算定しており、今回の新株式の発行価額である120円はこの範囲内となっております。また、同報告書は、これら2つの方法による上限値と下限値の中央値である100円、及び簿価純資産額法により算定した株式価値104円を、参考値として示しており、今回の新株式の発行価額である120円はこれを上回る水準となっております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による新株式の発行数量（募集株式の総数）は4,500,000株、その議決権数は45,000個であり、本第三者割当増資前（平成27年8月21日現在）の当社の発行済株式総数22,615,056株の19.9%、本第三者割当増資前（平成27年8月21日現在）の当社の総議決権数221,766個の20.3%に相当します。そのため、本第三者割当増資による新株式の発行により、当社株式には相当程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社としましては、財務基盤の安定化及び収益基盤の強化は、中長期的な当社の企業価値向上及び株主利益の増大に資するものであって、株式価値の希薄化により既存株主が被ることとなる不利益を十分に補うものであると考えております。

したがって、当社としましては、本第三者割当増資による新株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しておりますが、後記（3）に記載する通り、既存株主の皆様にご与える影響が大きいことから、本第三者割当増資は、株主総会における特別決議による承認を発行条件としてこれを実施することといたしました。

(3) 株主総会における特別決議による承認を発行条件とする理由

まず、本第三者割当増資の発行価額につきまして、前記（1）に記載の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らせば、発行決議日の直前営業日の終値に近似しているため、通常は、今回のように株主総会の決議を経ることなく、増資の決定を行うことが考えられます。

しかしながら、当社は、かかる指針の趣旨を十分に認識しつつも、前記（1）に記載の通り、当該直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の各期間の終値平均からのディスカウント率がいずれも10%を超える水準であること、並びに当社株価の日々の変動が著しい最近の状況を踏まえれば、本第三者割当増資の発行価額の合理性を判断するにあたり、当該直前営業日の一時点の市場価格をもって基準となる時価と見ることについては慎重に

ならざるを得ないと考え、本第三者割当増資による新株式の発行は保守的に見て有利発行に該当する可能性を払拭できないとの判断から、本第三者割当増資は、株主総会における特別決議による承認を得ることを条件とすることといたしました。

次に、本第三者割当増資の希薄化率につきまして、後記4に記載の通り、希薄化率が25%未満であり、かつ支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程において、「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認」は要しないこととなっております。

しかしながら、本第三者割当増資の希薄化率は25%に近い水準であり、既存株主の皆様にご与える影響が大きいことから、株主総会の特別決議による承認を経ることで株主の皆様への意思確認を行うことが、当社経営上の重要な意思決定における透明性、公正性確保の上で最善であるとの判断に至りました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資は、希薄化率が25%未満であり、かつ支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される同条第1号「経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」または第2号「当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認」は本来要しません。

しかしながら、前記3(2)及び(3)に記載の通り、本第三者割当増資による新株式の発行数量及び株式の希薄化の規模が既存の株主の皆様にご与える影響が大きいことから、本第三者割当増資は、株主総会における特別決議による承認を発行条件としてこれを実施することとしております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 | 割当後の所有 株式数 (千株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|---|--|---------------|--------------------------------|-----------------------|--|
| トータルネットワークホールディングスリミテッド(常任代理人 栗林総合法律事務所) | (常任代理人) 東京都千代田区内幸町1丁目1 - 7 N B F 日比谷ビル502号 | 7,142 | 32.21% | 7,142 | 26.78% |
| アートポート不動産株式会社 | 大阪府大阪市西区立売堀4丁目 3 - 16 | 105 | 0.47% | 4,605 | 17.26% |
| 株式会社J & K | 東京都中野区中野3丁目23 - 19 | 3,584 | 16.16% | 3,584 | 13.44% |
| 古川 令治 | 東京都江東区 | 3,275 | 14.77% | 3,275 | 12.28% |
| 株式会社J M K Tファイナンス | 神奈川県横浜市青葉区美しが丘 5丁目14 - 6 はづきビル401 | 787 | 3.55% | 787 | 2.95% |
| バンクオブイーストエイジアノミニーズリミテッド(常任代理人 株式会社三井住友銀行) | (常任代理人) 東京都千代田区大手町1丁目2 - 3 | 434 | 1.96% | 434 | 1.63% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目 2 - 10 | 313 | 1.41% | 313 | 1.17% |
| 三木 俊輝 | 大阪府富田林市 | 296 | 1.34% | 296 | 1.11% |
| 田中 大樹 | 神奈川県横浜市中区 | 280 | 1.26% | 280 | 1.05% |
| カブドットコム証券株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目3 - 2 | 252 | 1.14% | 252 | 0.94% |
| 計 | | 16,470 | 74.27% | 20,970 | 78.61% |

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成27年8月21日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年8月21日現在の当社の発行済株式総数22,615,056株(議決権数221,766個)をもとに算出しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年8月21日現在の株主名簿記載の各株主の所有株式数に、本件第三者割当により発行される本普通株式を合算した総数4,500,000株(議決権45,000個)を加算して算出しております。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第91期）及び四半期報告書（第92期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年9月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年9月8日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第91期事業年度）の提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年9月8日）までの間において、下記臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成27年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額2,765,732,924円のうち334,761,955円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を2,430,970,969円とする。

(2) 資本金の額の減少の内容

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。減少する資本金の額全額を資本の欠損填補に充当する。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

平成27年8月1日（予定）

2. 準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額20,849,811円を全額減少し、その他資本剰余金に振り替えることとする。

(2) 減少する利益準備金の額

当社の利益準備金の額20,140,658円を全額減少し、繰越利益剰余金に振り替えることとする。

(3) 準備金の額の減少の効力発生日

平成27年8月1日（予定）

3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金355,611,766円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当する。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 355,611,766円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 355,611,766円

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、当社定款第2条（目的）につきまして、事業目的を一部追加する。

また、平成27年5月1日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役及び監査役の責任免除に関する定めを一部変更する。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、一木茂、宮毛忠相、副島良太及び窪田一貴の4氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鈴木昌也氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、藤野文晤氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） （注）3 | 反対（個） （注）3 | 棄権（個） （注）3 | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合） （注）3 |
|-------|---------------|---------------|---------------|------|--------------------------|
| 第1号議案 | 171,116 | 924 | - | （注）1 | 可決（96.92%） |
| 第2号議案 | 171,533 | 507 | - | （注）1 | 可決（97.16%） |
| 第3号議案 | | | | （注）2 | |
| 一木 茂 | 171,183 | 857 | - | | 可決（96.96%） |
| 宮毛 忠相 | 171,185 | 855 | - | | 可決（96.96%） |
| 副島 良太 | 171,225 | 815 | - | | 可決（96.98%） |
| 窪田 一貴 | 171,225 | 815 | - | | 可決（96.98%） |
| 第4号議案 | | | | （注）2 | |
| 鈴木 昌也 | 171,524 | 516 | - | | 可決（97.15%） |
| 第5号議案 | | | | （注）2 | |
| 藤野 文晤 | 171,491 | 594 | - | | 可決（97.13%） |

（注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成、反対及び棄権の個数は、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示を確認できた議決権の数であります。また、賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、前記の賛成の個数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3 資本金の増減

当社は、平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会において、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議し、平成27年8月1日付でその効力が発生しております。

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、第91期の連結業績におきまして646百万円、個別業績におきまして611百万円の当期純損失を計上したため、多額の繰越欠損金を計上しており、この欠損金を填補して、資本構成の是正と財務体質の健全化を図るとともに早期復配体制を実現することを目的として、会社法第447条及び第448条の規定に基づき、資本金及び準備金の額を減少した上で、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行いました。

(2) 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額

当社の資本金の額2,765,732,924円のうち334,761,955円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を2,430,970,969円といたします。

資本金の額の減少の内容

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。減少する資本金の額全額を資本の欠損填補に充当します。

(3) 準備金の額の減少の要領

減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額20,849,811円を全額減少し、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

減少する利益準備金の額

当社の利益準備金の額20,140,658円を全額減少し、繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

(4) 剰余金の処分の要領

上記の効力が生じた後のその他資本剰余金355,611,766円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 355,611,766円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 355,611,766円

(5) その他

本件は「純資産の部」における振替となりますので、当社の純資産額に変動はありません。また、本件が損益に与える影響はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第91期) | 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第92期第1四半期) | 自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日 | 平成27年8月12日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 大村 | 茂 |
|--------------------|-------|----|---|

| | | | |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 柏木 | 忠 |
|--------------------|-------|----|---|

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会において、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マーチャント・バンカーズ株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、マーチャント・バンカーズ株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会において、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月12日

マーチャント・バンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 秀康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。